

栃木県産米・牛肉の放射性物質検査について

米の検査

栃木県では、平成23年産の米の放射性物質検査を次のとおり実施します

- ・ 市町ごとの検査が終了し、暫定規制値(500 Bq/kg)以下であることが確認されるまでは、当該市町内の米の共同乾燥調製施設への搬入、販売、譲渡等はできません。

検査の概要

●検査の種類

- ・ 予備検査
収穫1週間前に坪刈りして玄米とワラを調査
- ・ 本検査
収穫後の玄米を調査

●予備検査(区域と検査点数)

区域により検査点数が異なります。

- ・ 大田原市、那須塩原市、那須町、矢板市、日光市、真岡市、佐野市
- ・ 旧市町村ごとに1点
- ・ 右記以外の市町
- ・ 各市町ごとに1点

●本検査(区域と検査点数)

予備検査の結果によって変

わります。

- ・ 予備検査で200 Bq/kg超過の市町

概ね15haごとに1点

- ・ 予備検査で200 Bq/kg以下の市町

旧市町村ごとに1点

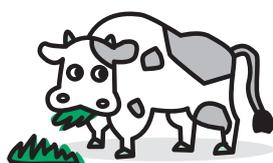
肉の検査

放射性物質を多量に含んだ稲わらの給与により、本県産牛肉の検査で放射性セシウムの暫定基準値を超えるものが確認され、本県産牛肉等の安全性や消費者からの信頼が揺らぐ事態となっています。

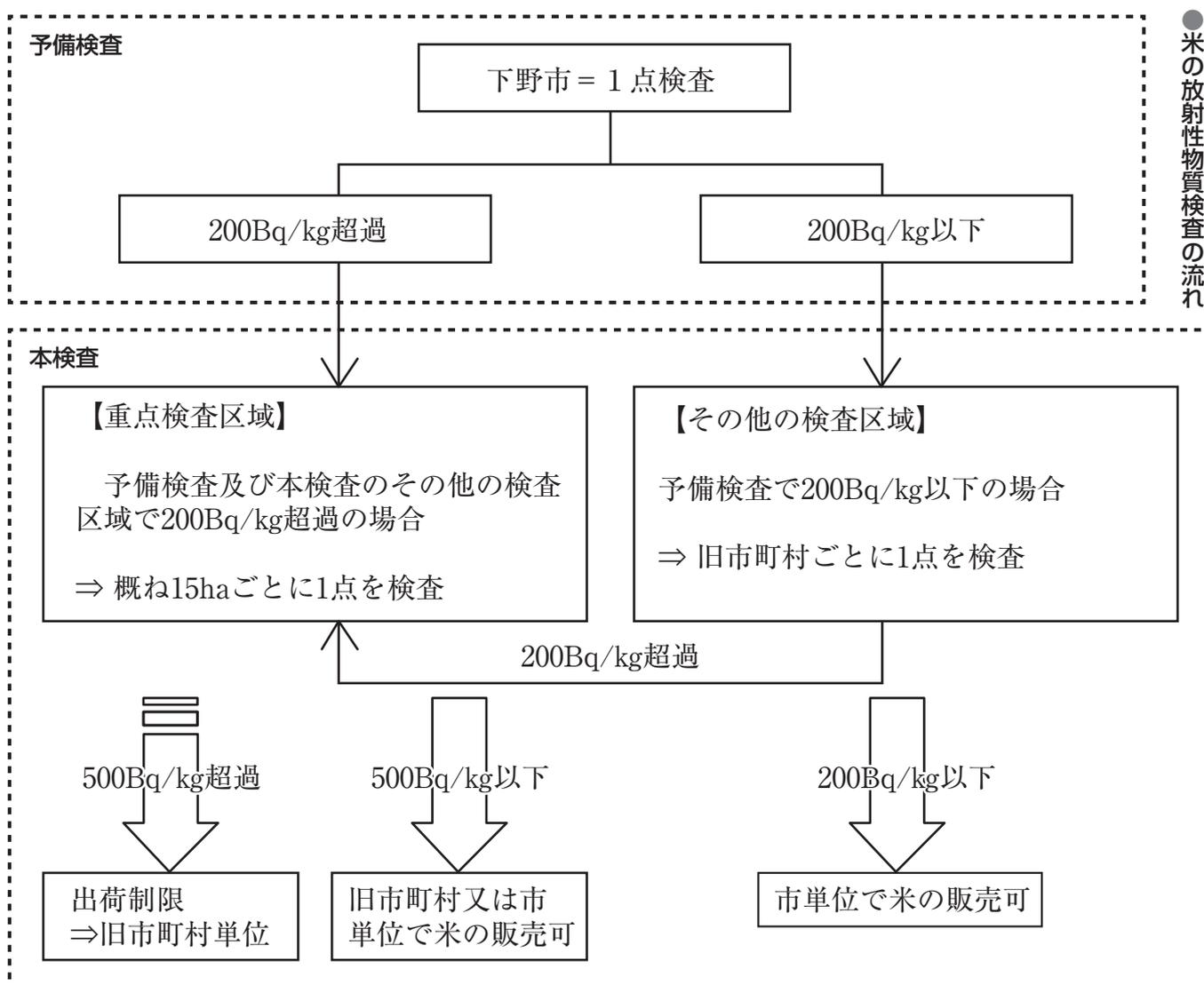
このため、県では、牛の飼養農家の餌の利用状況の確認、出荷された牛の全頭検査による確認により、本県産牛肉の安全性の確保に取り組んでいます。

●問い合わせ先

農政課 ☎(48)2143



●米の放射性物質検査の流れ



※旧市町村 = 薬師寺村・吉田村・石橋町・姿村・国分寺町